

○厚生労働省令第百四十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、職業安定法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月十九日

職業安定法施行規則等の一部を改正する省令

（職業安定法施行規則の一部改正）

第一条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第四条の三第三項中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体」を加える。

第四条の四中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体又は職業紹介事業者」を加える。

第十一条中「公共職業安定所、」の下に「特定地方公共団体及び」を加える。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第十七条の四の次に次の四条を加える。

(法第二十九条に関する事項)

第十七条の五 法第二十九条第二項の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、次に掲げる事項を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

- 一 特定地方公共団体の名称
- 二 無料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地
- 三 無料の職業紹介事業の開始年月日又は開始予定年月日
- 四 担当者の職名、氏名及び電話番号
- 五 法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関（以下「取次機関」という。）を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容
- 六 地方公務員法第三十八条の六第一項（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十条の二において準用する場合を含む。）に規定する退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置として無料の職業紹介事業を行う場合は、その旨

七 法第二十九条第三項の規定により取扱職種の範囲等を定める場合における当該取扱職種の範囲等

2 特定地方公共団体は、前項各号に掲げる事項（特定地方公共団体が取次機関を利用しなくなった場合にあつては、同項第五号に掲げる事項を除く。）に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び変更した年月日を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

（法第二十九条の二に関する事項）

第十七条の六 法第二十九条の二の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、次に掲げる事項を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

一 無料の職業紹介事業を廃止した年月日

二 無料の職業紹介事業を廃止した理由

（法第二十九条の四に関する事項）

第十七条の七 法第二十九条の四の厚生労働省令で定める事項は、求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。第二十四条の五第一項において同じ。）及び求職者の個人情報取扱いに関する事項とする。

2 法第二十九条の四の規定による明示は、求人者の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、次

のいずれかの方法により行わなければならない。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項（以下この項及び次項並びに第二十四条の五において「明示事項」という。）をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一 書面の交付の方法

二 電子情報処理組織（書面交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機と、書面被交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項並びに第二十四条の五第三項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（書面被交付者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。）によることを書面被交付者が希望した場合に

おける当該方法

3 前項第二号の方法により行われた明示事項の明示は、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに当該書面被交付者に到達したものとみなす。

(法第二十九条の五に関する事項)

第十七条の八 法第二十九条の五の厚生労働省令で定めるものは、求人又は求職に関する情報のうち、求人者又は求職者が自らの情報について特定地方公共団体に提供することに同意したもの（当該求職者の法第四条第十項に規定する個人情報その他求職者の家族の状況等法第二十九条の五の規定に基づき提供する情報として適切でないと認められるものを除く。）とする。

2 法第二十九条の五の厚生労働省令で定める方法は、書面の提出による提供とする。

3 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報を適切に取り扱うことができないおそれがあると認めるときは、当該特定地方公共団体に対し、法第二十九条の五の規定による情報の提供を停止することができる。

第十八条第二項中「法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関（以

下「取次機関」という。）を「取次機関」に改める。

第二十四条の五第一項中「（職業紹介に係るものに限る。）」を削り、同条第二項中「次の」を「第十条の七第二項各号に掲げる」に、「当該明示すべき事項（以下この項及び次項において「明示事項」という。）」を「当該明示事項」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「前項第二号」を「第十七条の七第二項第二号」に改める。

第二十五条の二第六項中「（職業紹介に係るものに限る。）」を削る。

第二十五条の四を削る。

第二十六条（見出しを含む。）中「第三十三条の七」を「第三十三条の六」に改める。

第三十三条中「、労働者の募集又は」を「を行う者（法第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。）又は労働者の募集若しくは」に改める。

第三十七条第一項第二号、第三号及び第四号中「、法第三十三条の三第二項及び法第三十三条の四第二項」を「及び法第三十三条の三第二項」に改め、同項第七号中「第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業に係る」を「法第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業に係る」に、「第三十三条の二第一項

㊦ 「④地方公共団体が届け出て無料職業紹介事業を行う場合及び事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」、「無料職業紹介事業計画書」及び「特別の法人無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。」を~~第5'~~ 同記簿第9中「・地方公共団体無料」を~~第5'~~ 同記簿第4中「法第33条第4項、法第33条の3第2項及び法第33条の4第2項」を「同法第33条第4項及び第33条の3第2項」と改め、同記簿第9中「4欄」を「5欄」と改める。

様式第三号（裏面）記簿第8中「第4号」を「第3号」と改める。

様式第五号「取扱業務の範囲」を「取扱職種の範囲等」と改める。

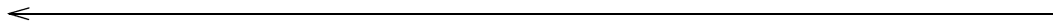
様式第六号（第一面）中「無料・地方公共団体無料」を「無料」とし「特別の法人・地方公共団体」

を「特別の法人」と改め、「・第33条の4第2項において準用する」及び「9. 職業安定法第33条の4第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。」を~~第6'~~。

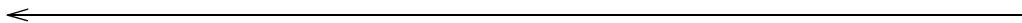
様式第六号（第三面）記簿第1中「無料地方公共団体無料」を「無料」と改め、同記載要領1から

3および中「特別の法人・地方公共団体」を「特別の法人」とし「無料・地方公共団体無料」を「無料」と改める。

様式第六号（第四面）を次のように改める。



様式第六号（第五面）を次のように改める。



様式第二十号の二中「、第 33 条の 3 第 2 項及び第 33 条の 4 第 2 項」や「及び第 33 条の 3 第 2 項」並びに
同の。

様式第二十号（第四）中「地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書」並びに「職業安定法 32 条の 8
第 1 項」や「職業安定法第 32 条の 8 第 1 項」並びに「3 下記のとおり無料職業紹介事業」や「3 下記
のとおり特別の法人無料職業紹介事業」並びに「4 下記のとおり無料職業紹介事業を廃止したので、
職業安定法第 33 条の 4 第 2 項において準用する同法第 32 条の 8 第 1 項の規定により届出をします。」や
同の。

様式第二十号（第四）記載事項一中「、特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」及び「地方公共団
体無料職業紹介事業廃止届出書」や「及び「特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」」並びに「及び 2
から 4」や「並びに 2 及び 3」並びに「、3 及び 4」や「及び 3」並びに「、無料職業紹介事業廃止届出書
」及び「地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書」」や「及び「無料職業紹介事業廃止届出書」」並び
に「及び 1、2 及び 4」や「並びに 1 及び 2」並びに「④地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書を提
出する場合には、表題中「有料職業紹介事業廃止届出書」、無料職業紹介事業廃止届出書」及び「特別

の法人無料職業紹介事業廃止届出書」の文字及び1、2及び3を抹消すること。」を削る。

様式第八号の三を削る。

様式第九号（裏面）中「、労働者の募集又は」を「を行う者（第29条第1項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。）又は労働者の募集若しくは」に改める。

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第二条 雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の二条を加える。

（要請等）

第十三条の二 地方公共団体の長は、法第三十二条第一項の要請（以下この条及び次条において「措置要請」という。）をするときには、当該措置要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えるものとする。

2 措置要請を行つた地方公共団体の長（第四項において「要請地方公共団体の長」という。）は、法第三十七条第一項の規定により厚生労働大臣の権限の委任を受けた都道府県労働局長であつて当該地方公

共同体を管轄するものから法第三十二条第二項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該措置要請について、自ら同条第一項から第三項までの権限を行うよう求めることができる。

3 前項の求めがあつたときは、厚生労働大臣は、当該措置要請について自ら法第三十二条第一項から第三項までの権限を行うものとする。

4 厚生労働大臣は、法第三十二条第三項の規定により同条第二項の通知に係る意見を聴く者を選定するに当たつては、措置要請の内容に応じ、次の各号に掲げる者のうちから要請地方公共団体の長の意見を聴いて選定するものとする。

- 一 学識経験者
 - 二 措置要請に係る地方公共団体
 - 三 その他厚生労働大臣又は要請地方公共団体の長が必要と認める者
- (協定の締結等)

第十三条の三 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、当該地方公共団体を管轄する公共職業安定所

(次項において「管轄公共職業安定所」という。)の業務に関する事項について、当該都道府県労働局長が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と当該地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定(以下「雇用対策協定」という。)を締結することができる。

2 都道府県労働局長は、雇用対策協定を締結している地方公共団体の長から、雇用対策協定の内容に係る措置要請があつたときは、当該措置要請の内容が法令又は予算に違反する場合その他の当該措置要請の内容について管轄公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、雇用対策協定を実施するための計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県労働局長及び地方公共団体の長その他の関係者により構成される協議会を組織することができる。

第十四条第一項中「第三十三条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第二項中「第三十三条第二項」を「第三十四条第二項」に改める。

第十五条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同項第四号中「第三十四条」を「第三十五条」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第三十三条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第三十二条」を「第三十三条」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 法第三十二条第一項から第三項までに規定する厚生労働大臣の権限

第十五条第二項中「前項」の下に「(第二号に係る部分を除く。)」を加え、「第三十二条、第三十三条第一項並びに第三十四条」を「第三十三条、第三十四条第一項並びに第三十五条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十三条の二第四項第三号に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附則第九条を削る。

様式第四号(表面)中「~~第15条~~」を「~~第14条~~」に改める。

様式第四号(裏面)中「~~第33条~~」を「~~第34条~~」に改める。

(児童扶養手当法施行規則の一部改正)

第三条 児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号ロ(1)中「機関」の下に「、特定地方公共団体(職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第四条第七項に規定する特定地方公共団体をいう。第二十四条の五第一項において同じ。

)」を加え、「職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第四条第七項」を「同法第四条第八項」に改める。

第二十四条の五第一項中「機関」の下に「、特定地方公共団体」を加える。

(雇用保険法施行規則の一部改正)

第四条 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第八十二条第一項第三号中「又は職業紹介事業者」を「又は職業紹介事業者等」に改め、「に規定する」の下に「特定地方公共団体及び同条第八項に規定する」を加え、同条第二項第一号中「職業紹介事業者」を「職業紹介事業者等」に改める。

第一百十条第二項第一号イ及び第七項第一号イ、第一百十条の三第一項第一号、第一百十二条第二項第一号ハ

、第二号ハ及び第三号イ(3)並びに第一百八条の三第二項第一号イ、第四項第一号イ及び第九項第一号中「職業紹介事業者」を「職業紹介事業者等」に改める。

附則第十五条の五第二項第一号イ柱書き中「東日本大震災」の下に「(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)」を、「特定被災区域」の下に「(東日本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域であつて、東京都に属するものを除く。以下同じ。)」を加え、「以下このイにおいて「被災地求職者」という。)(次の「を」を「に」に限る。)(又は「を」を「に」に限る。)(以下このイにおいて「被災離職者」という。)(次の「を」を「同号イの職場適応訓練受講求職者を除き、」に、「(3)の」を「(2)の」に、「を」を「に」に限る。)(を」に、「職業紹介事業者」を「職業紹介事業者等」に改め、「(平成二十三年三月十一日から平成二十六年三月三十一日までの間に当該被災地求職者を雇い入れる事業主又は平成二十三年三月十一日から平成二十七年三月三十一日までの間に当該被災離職者を雇い入れる事業主に限る。)」を削り、同号イ(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 東日本大震災の発生時に、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により同項第一号から第三号までに掲げる指示の対象となつた区域をその区域を含む市町村に居住していた者

(2) (1)に規定する者のほか、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して市町村長が行つた当該事故に係る住民に対する避難の勧奨その他の行為の対象となつた区域又は場所に東日本大震災の発生時に居住していた者であつて、当該行為により当該区域又は場所以外の区域又は場所に避難しているもの

附則第十五条の五第二項第一号イ(3)を削る。

附則第十七条の二の三第二項第一号イ及び第二号イ並びに第十七条の四の四第一項第一号中「職業紹介事業者」を「職業紹介事業者等」に改める。

様式第十四号（第一面）中「民間職業紹介機関」を「職業紹介事業者」に、「労働者派遣機関」を「派遣元事業主」に、「公的機関等による職業相談」を「公的機関等による職業相談、職業紹介」に、「職業

紹介事業者紹介」を「地方公共団体又は職業紹介事業者紹介」と改める。

様式第十四号(第二面)注意6中「民間職業紹介機関、労働者派遣機関」を「職業紹介事業者、派遣元事業者」に改める。

様式第二十四号(第一面)を次のように改める。



様式第二十九号（第一画）中「又は職業紹介事業者」を、「地方公共団体又は職業紹介事業者」及び「職業紹介事業者の名称」を「地方公共団体又は職業紹介事業者の名称」に改める。

様式第二十九号（第二画）注意の中「職業紹介事業者から」を「地方公共団体又は職業紹介事業者から」及び「その職業紹介事業者」を「その地方公共団体又は職業紹介事業者」に改め、「なお、」のトを「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、」を加える。

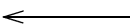
様式第三十三号の二の七（第一画）中「職業紹介事業者紹介」を「地方公共団体又は職業紹介事業者紹介」に改める。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部改正）

第五条 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第百三十七号）の一部を次のように改正する。

様式第二十二号の三の改正規定を次のように改める。

様式第二十二号の三を次のように改める。



(厚生労働省組織規則の一部改正)

第六条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第七百八十八条の六第二号中「労働者派遣事業の」の下に「通知、」を加える。

(青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則)

第七条 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則(平成二十七年厚生労働省令第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体(職業安定法第四条第七項に規定する特定地方公共団体をいう。第九条第一号において同じ。)」を加え、「職業安定法第四条第七項」を「同法第四条第八項」に、「第九条第一号イ」を「第九条第一号」に改める。

第九条第一項第一号イ及びロ中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年八月二十日から施行する。

(職業安定法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている第一条の規定による改正前の職業安定法施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の職業安定法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(雇用対策法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に締結された第二条の規定による改正前の雇用対策法施行規則(次項及び第三項において「旧規則」という。)附則第九条第一項の規定による協定については、この省令の施行の日(次項において「施行日」という。)に、第二条の規定による改正後の雇用対策法施行規則(第三項において「新規則」という。)第十三条の三第一項の規定により締結されたものとみなす。

2 施行日前にされた旧規則附則第九条第二項の規定による指示については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている旧規則の様式(次項において「旧様式」という

。により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている第四条の規定による改正前の雇用保険法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の雇用保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。